

大蔵村空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大蔵村における空き家の有効活用を通して、大蔵村民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）村内に存在する建物をいう。
- (2) 「所有者等」とは、当該空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 「空き家バンク」とは、空き家の売買、賃借等を希望するその所有者等から申し込みを受けた情報を村内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、有効なものを情報提供するとともに、大蔵村ホームページに掲載し紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではないものとする。

(空き家の登録申込等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）及び「空き家バンク」登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を村長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした空き家等に関する登録はできないものとする。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、大蔵村空き家情報台帳に登録しなければならない。
- 3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了書(様式第3号)を当該申込者に通知するものとする。
- 4 村長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができるものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届出書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、村長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の抹消)

第6条 村長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき又は「空き家バンク」抹消届(様式第5号)があったときは、当該空き家情報登録を削除するとともに、「空き家バンク」取消し通知書(様式第6号)を当該登録者に通知するものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7条 村長は、必要に応じて登録者の登録された必要情報を利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは「空き家バンク」利用登録申込書(様式第7号)により村長に申し込むものとする。

3 村長は、前項の規定による利用登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めた場合は空き家バンク利用台帳に登録し、「空き家バンク」利用登録完了書(様式第8号)により当該申込者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。

(空き家バンク利用の申請要件)

第8条 空き家バンク情報を受け、空き家を利用しようとする利用登録者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に定住又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行い地域の活性化に寄与し、大蔵村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できること。

(2) その他、村長が適当と認めたとき。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 第7条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更等届出書(様式第9号)を村長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録取消し通知書(様式第10号)を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 第8条に規定する要件を欠くものと認められるとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (6) その他村長が適当でないと認めたとき。

(空き家バンク利用の申し込み及び通知)

第11条 空き家バンクを利用しようとする利用登録者は、「空き家バンク」利用申込書(様式第11号)及び誓約書(様式第12号)に希望物件、その他必要事項を記入し、村長に申し込むものとする。

2 村長は、前項の規定により申し込みのあった場合で、第8条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、延滞なく当該利用希望者へ回答し、村長へその回答内容を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第12条 村長は、登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

平成 年 月 日

大蔵村長 様

空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書

住所

氏名

㊞

このことについて、大蔵村空き家登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり「空き家バンク」への登録を申し込みます。

また、登録情報については、大蔵村ホームページへの掲載に同意します。

1 契約交渉について、次のとおり①（直接型）又は②（間接型）のいずれかを選択します。

① 契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任を持って行います。

② 契約交渉に関わる全てについて、社団法人山形県宅地建物取引業協会加盟業者に仲介を依頼します。

併せて、社団法人山形県宅地建物取引業協会加盟業者へ情報の提供を承諾いたします。

2 登録内容は、別紙「空き家バンク」登録申請書（様式第 2 号）記載のとおりです。

注(1) 大蔵村では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者」と「利用希望者」間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。なお、社団法人山形県宅地建物取引業協会加盟業者への仲介を依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。

また、「所有者」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いいたします。

(2) 大蔵村個人情報保護条例（平成 14 年大蔵村条例第 21 号）の規定の趣旨に基づき申し込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第2号（4条関係）大蔵村空き家情報登録制度「空き家バンク」登録カード

登録No.		分類	住宅	<input type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> 売却				
物件所在地									
所有者 管理者	〒		住所						
	氏名		TEL	— —					
	携帯		FAX	— —					
	eメール		@						
その他 連絡先	〒		住所						
	連絡先名		TEL						
希望価格	(円)								
物件の概要	面積		構造	建築年	築年				
	土地	m ²	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他 ()	補修の可否	補修の費用負担				
	建物	1階		m ²	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他			
		2階		m ²					
	間取り	1階 <input type="checkbox"/> 居間 () 畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ()							
		2階 <input type="checkbox"/> 洋室 () 畳 () 畳 <input type="checkbox"/> 和室 () 畳 () 畳 () 畳							
利用状況	<input type="checkbox"/> 放置 () 年		電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他					
	<input type="checkbox"/> 別荘		ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他					
	<input type="checkbox"/> 物置		風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他					
	<input type="checkbox"/> その他		水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他 ()					
主要施設等への距離	<input type="checkbox"/> 駅	km	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	<input type="checkbox"/> バス停	km	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 洋					
	<input type="checkbox"/> 役場	km	車庫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	物置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<input type="checkbox"/> 病院	km	庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	その他				
	<input type="checkbox"/> 消防署	km	【間取】(別紙可)		【地図】(別紙可)				
	<input type="checkbox"/> 警察署	km							
	<input type="checkbox"/> 保育園	km							
	<input type="checkbox"/> 小学校	km							
	<input type="checkbox"/> 中学校	km							
	<input type="checkbox"/> 公園	km							
<input type="checkbox"/> スーパー	km								
<input type="checkbox"/>	km								
特記事項									
受付日	平成	年	月	日	現地確認日	平成	年	月	日
登録日	平成	年	月	日	有効期日	平成	年	月	日
登録抹消日	平成	年	月	日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録取消 <input type="checkbox"/> その他 ()				

※抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

様式第3号（第4条関係）

第 平成 年 月 日
号

様

大蔵村長

「空き家バンク」登録完了書

大蔵村空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第4条第2項の規定により、「空き家バンク」への登録が完了したので通知いたします。

登録番号：第 _____ 号

登録日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第4号（第5条関係）

平成 年 月 日

大蔵村長 様

申請者

住所

氏名

印

「空き家バンク」登録変更届書

大蔵村空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第5条の規定により、「登録台帳」への変更をお願いいたします。

登録番号：第 _____ 号

変更内容：様式第2号による。_____

※登録変更の場合、様式第2号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第5号（第6条関係）

平成 年 月 日

大蔵村長 様

申請者

住所

氏名

印

「空き家バンク」抹消届

「空き家バンク」の登録を取り消したいので、届出いたします。

登録番号：第 _____ 号

取消理由： _____

様式第6号（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

申 請 者 様

大 蔵 村 長

「空き家バンク」取消し通知書

大蔵村空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第6条の規定により、「空き家バンク」への登録を取り消したので通知します。

登録番号：第 _____ 号

取消理由： _____

平成 年 月 日

大蔵村長 様

申請者

住所 _____

氏名 _____

印

「空き家バンク」利用登録申込書

大蔵村空き家情報登録制度「空き家バンク」を利用したいので申し込みます。

住 所			
氏 名	年齢（ ）歳		
電 話 番 号	— — —		
ファックス番号			
E-mail			
利用目的			
同居予定者	氏 名	続 柄	年 齢
			歳
			歳
			歳
			歳
			歳
			歳
			歳

大蔵村個人情報保護条例（平成14年大蔵村条例第21号）の規定の趣旨に基づき申し込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第8号（第7条関係）

第
平成 年 月 日
号

様

大蔵村長

「空き家バンク」利用登録完了書

大蔵村空き家等情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第7条第3項の規定により、「空き家バンク」への登録が完了したので通知します。

登録番号 : 第 _____ 号

住 所 : _____

氏 名 : _____ 様

登 録 日 : 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※変更等が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第9号（第9条関係）

平成 年 月 日

大蔵村長 様

申請者

住所

氏名

印

「空き家バンク」利用登録変更届出書

下記の「空き家バンク」利用登録の変更をお願いいたします。

登録番号 : 第 _____ 号

住 所 : _____

氏 名 : _____ 様

変更内容 : _____

第 号
平成 年 月 日

様

大蔵村長

「空き家バンク」利用登録取消し通知書

大蔵村空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第10条の規定により、「空き家バンク」利用登録を取り消したので通知します。

登録番号 : 第 _____ 号

住 所 : _____

氏 名 : _____ 様

取消理由 : _____

平成 年 月 日

大蔵村長 様

氏名 _____ 印 _____

「空き家バンク」利用申込書

大蔵村空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第11条の規定により、次のとおり申し込みます。

希望物件番号	番		
住 所			
氏 名		年齢	歳
電 話 番 号			
ファックス番号			
E-mail			
同居構成	氏 名	続 柄	年 齢
			歳
			歳
			歳
			歳
			歳
			歳
			歳

大蔵村個人情報保護条例（平成14年大蔵村条例第21号）の規定の趣旨に基づき申し込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

誓 約 書

大蔵村長 様

私は、大蔵村空き家情報登録制度「空き家バンク」（以下「空き家バンク」という。）の利用申し込みにあたり、大蔵村空き家情報制度「空き家バンク」設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解した上で申し込みいたします。

また、申し込み記載事項に偽りはなく、要綱第8条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

なお、「空き家バンク」への申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、大蔵村の自然環境等への在住者としての自覚を持ち、地域との協調連帯に努めることを誓います。

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)